

○町田市心身障害者福祉手当条例施行規則

昭和49年9月30日

規則第23号

地域福祉部障がい福祉課

改正 昭和49年12月11日規則第27号

昭和50年4月1日規則第10号

昭和50年8月16日規則第28号

昭和51年7月31日規則第17号

昭和52年8月12日規則第18号

昭和53年8月11日規則第23号

昭和53年9月30日規則第28号

昭和54年7月31日規則第15号

昭和54年11月17日規則第19号

昭和55年7月31日規則第20号

昭和55年12月8日規則第25号

昭和56年3月30日規則第5号

昭和56年7月30日規則第20号

昭和56年9月30日規則第26号

昭和57年7月31日規則第19号

昭和58年7月30日規則第22号

昭和58年12月16日規則第40号

昭和59年7月31日規則第25号

昭和59年10月17日規則第31号

昭和59年12月5日規則第38号

昭和59年12月18日規則第40号

昭和60年7月31日規則第20号

昭和60年9月30日規則第24号
昭和61年8月12日規則第20号
昭和61年9月26日規則第23号
昭和62年3月31日規則第16号
昭和62年7月31日規則第33号
昭和62年9月24日規則第37号
昭和63年8月6日規則第19号
昭和63年9月20日規則第21号
平成元年7月31日規則第38号
平成元年9月27日規則第43号
平成2年7月27日規則第31号
平成2年9月28日規則第38号
平成2年12月28日規則第47号
平成3年1月27日規則第4号
平成3年7月31日規則第37号
平成3年9月30日規則第46号
平成4年7月27日規則第36号
平成4年11月13日規則第53号
平成5年7月30日規則第27号
平成5年10月29日規則第34号
平成5年12月24日規則第43号
平成6年3月31日規則第7号
平成6年8月25日規則第35号
平成6年11月10日規則第49号
平成7年2月1日規則第4号
平成7年8月14日規則第45号

平成7年10月6日規則第56号
平成8年1月17日規則第2号
平成8年4月30日規則第20号
平成8年7月31日規則第45号
平成9年7月29日規則第37号
平成9年8月8日規則第40号
平成10年1月30日規則第5号
平成10年5月26日規則第33号
平成10年9月22日規則第48号
平成10年10月7日規則第54号
平成10年12月15日規則第60号
平成11年3月16日規則第13号
平成11年5月18日規則第43号
平成11年9月22日規則第58号
平成12年6月1日規則第77号
平成12年7月28日規則第92号
平成13年5月17日規則第19号
平成13年7月16日規則第36号
平成14年6月10日規則第38号
平成14年7月2日規則第42号
平成14年7月19日規則第45号
平成14年8月26日規則第48号
平成14年9月30日規則第58号
平成14年9月30日規則第59号
平成15年3月31日規則第26号
平成15年7月10日規則第56号

平成16年3月17日規則第10号
平成19年1月18日規則第1号
平成19年10月12日規則第55号
平成22年6月25日規則第40号
平成24年6月22日規則第59号
平成25年5月31日規則第52号
平成28年3月11日規則第19号
平成28年12月28日規則第140号
平成30年12月28日規則第72号
令和3年3月31日規則第22号
令和4年3月15日規則第12号

注 平成15年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、町田市心身障害者福祉手当条例（昭和49年9月町田市条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平19規則55・追加)

(支給対象者)

第2条 条例第2条第1項ただし書に規定する町田市規則（以下「規則」という。）で定める者は、65歳未満で障がい者となった次に掲げる者とする。

- (1) 65歳に達する日の前日において条例第2条第2項第2号又は第3号の規定に該当していたが、65歳に達した日以後にこれらの規定に該当しなくなった者
- (2) 65歳に達する日の前日において失効前の町田市老人福祉手当条例（昭和47年9月町田市条例第38号）に基づく手当を受給していた者で、65歳に達した日以後に当該手当を受給していないもの
- (3) 65歳に達する日の前日において町田市の区域外に住所を有していた者

で、65歳に達した日以後に町田市の区域内に住所を有しているもの

(4) 前3号に掲げる者のほか、65歳に達する日の前日においてやむを得ない事由により申請を行わなかったと市長が認めるもの

(平15規則26・一部改正、平19規則55・旧第1条線下・一部改正、平22規則40・一部改正)

(所得の額)

第3条 条例第2条第2項第2号に規定する規則で定める額は、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）がないときは360万4,000円とし、扶養親族等があるときは360万4,000円に当該扶養親族等1人につき38万円（当該扶養親族等が同法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族（以下「老人扶養親族等」という。）であるときは当該老人扶養親族等1人につき48万円とし、当該扶養親族等が同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）であるときは当該特定扶養親族又は当該控除対象扶養親族1人につき63万円とする。）を加算して得た額とする。

(平19規則55・旧第2条線下・一部改正、平24規則59・平30規則72・一部改正)

(所得の範囲)

第4条 条例第2条第2項第2号に規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

(平19規則55・旧第3条線下・一部改正)

(所得の額の計算方法)

第5条 条例第2条第2項第2号に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年

の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額（当該金額が0を下回る場合には、0とする。）と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。））、退職所得金額及び山林所得金額、地方税法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第7項（同法第12条第7項及び第16条第4項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第9項（同法第12条第8項及び第16条第5項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額とす

る。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号から第4号まで又は第10号の2に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

(2) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障がい者（条例第2条第1項に規定する者の所得の場合にあっては、その者を除く。）1人につき、27万円（当該障がい者が同号に規定する特別障がい者である場合には、40万円）

(3) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者については、27万円

(4) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第8号の2に規定する控除を受けた者については、35万円

(5) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円

（平15規則26・平15規則56・平19規則1・一部改正、平19規則55・旧第4条繰下・一部改正、平24規則59・平28規則140・平30規則72・令3規則22・一部改正）

（施設）

第6条 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設（通所により利用する施設を除く。）をいう。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設であって、国若し

くは地方公共団体又は社会福祉法人の設置する施設

(2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第1号に規定する救護施設

(4) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設

(5) 前号に掲げるもののほか、援護が国又は地方公共団体の負担において行われている施設であつて市長が定めるもの

（平16規則10・平19規則1・一部改正、平19規則55・旧第5条線
下・一部改正、平24規則59・平25規則52・一部改正）

（受給資格の認定の申請）

第7条 条例第4条の規定による受給資格の認定の申請（以下「申請」という。）

は、心身障害者福祉手当認定申請書（第1号様式）に申請者に係る次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 条例別表に定める程度の障がいをもつて有する者であることを証する書類

(2) 前年の所得（1月から7月までに行う申請については、前々年の所得）の状況を証する書類

（平15規則26・令4規則12・一部改正）

（認定および却下の通知）

第8条 市長は、申請を受理したときは、条例第2条に定める支給要件に該当しているか否かを調査し、受給資格があると認めたときは、心身障害者福祉手当認定通知書（第2号様式）により、当該申請をした者に通知する。

2 市長は、前項の調査の結果受給資格がないと認めたときは、心身障害者福祉手当非該当通知書（第3号様式）により、当該申請をした者に通知する。

(支払時期の特例)

第9条 条例第7条ただし書に規定する特別の事情とは、受給資格の認定を受けた者(以下「受給者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 受給資格が消滅したとき。
- (2) 支払時期が経過した後において支払うとき。
- (3) 災害、疾病等、市長が特に必要と認める事由があるとき。

(受給資格消滅の通知)

第10条 市長は、条例第8条の規定により受給者の受給資格が消滅したときは、心身障害者福祉手当受給資格消滅通知書(第4号様式)により、当該受給者であった者に通知する。ただし、同条第1号に該当する場合はこの限りでない。

(未支払手当)

第11条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき心身障害者福祉手当(以下「手当」という。)で、まだその者に支払ってなかったものがあるときは、その未支払の手当は、その者の同居の親族に支払う。

(手当の返還請求)

第12条 条例第9条の規定による手当の返還の請求は、心身障害者福祉手当返還請求書(第5号様式)により、手当を返還すべき者に通知して行う。

(届出)

第13条 条例第10条の規定による届出は、心身障害者福祉手当受給者異動届(第6号様式)により行わなければならない。

2 条例第10条第3号に規定する届出るべき事項とは、次の各号に定める事項とする。

- (1) 受給者の氏名の変更
- (2) その他市長が特に必要があると認めた事項

(現況届等)

第14条 受給者は毎年6月1日から7月31日までの間に、心身障害者福祉手当受

給者現況届書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、市長がその届出を要しないと認めたときはこの限りでない。

（平19規則55・一部改正）

（公簿等の確認）

第15条 市長は、この規則の規定により申請書または届出書に添えなければならない書類により証明すべき事由を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

（記録整理）

第16条 市長は、受給者の受給資格に関する事項、手当の支給状況等を電子情報処理組織により記録し、整理するものとする。

（令4規則12・一部改正）

付 則

この規則は、昭和49年10月1日から施行する。

付 則（昭和49年12月11日規則第27号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年10月1日から適用する。

付 則（昭和50年4月1日規則第10号）

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則（昭和50年8月16日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和50年8月1日から適用する。

付 則（昭和51年7月31日規則第17号）

この規則は、昭和51年8月1日から施行する。

附 則（昭和52年8月12日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年8月1日から適用する。

附 則（昭和53年8月11日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年8月1日から適用する。

附 則（昭和53年9月30日規則第28号）

この規則は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則（昭和54年7月31日規則第15号）

この規則は、昭和54年8月1日から施行する。

附 則（昭和54年11月17日規則第19号）

この規則は、昭和54年12月1日から施行する。

附 則（昭和55年7月31日規則第20号）

この規則は、昭和55年8月1日から施行する。

附 則（昭和55年12月8日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和55年12月1日から適用する。

附 則（昭和56年3月30日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年7月30日規則第20号）

この規則は、昭和56年8月1日から施行する。

附 則（昭和56年9月30日規則第26号）

この規則は、昭和56年10月1日から施行する。

附 則（昭和57年7月31日規則第19号）

この規則は、昭和57年8月1日から施行する。

附 則（昭和58年7月30日規則第22号）

この規則は、昭和58年8月1日から施行する。

附 則（昭和58年12月16日規則第40号）

この規則は、昭和59年1月1日から施行する。

附 則（昭和59年7月31日規則第25号）

この規則は、昭和59年8月1日から施行する。

附 則（昭和59年10月17日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

附 則（昭和59年12月5日規則第38号）

この規則は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則（昭和59年12月18日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

附 則（昭和60年7月31日規則第20号）

この規則は、昭和60年8月1日から施行する。

附 則（昭和60年9月30日規則第24号）

この規則は、昭和60年10月1日から施行する。ただし、シャイ・ドレーガー症候群を加える改正規定は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則（昭和61年8月12日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和61年8月1日から適用する。

附 則（昭和61年9月26日規則第23号）

この規則は、昭和61年10月1日から施行する。ただし、表皮水疱症（接合部型及び栄養障害型）を加える改正規定は、昭和62年1月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月31日規則第16号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年7月31日規則第33号）

この規則は、昭和62年8月1日から施行する。

附 則（昭和62年9月24日規則第37号）

この規則は、昭和62年10月1日から施行する。ただし、膿疱性乾癬を加える改正規定は、昭和63年1月1日から施行する。

附 則（昭和63年8月6日規則第19号）

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和63年8月1日から適用する。

2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（昭和63年9月20日規則第21号）

この規則は、昭和63年10月1日から施行する。ただし、広範脊柱管狭窄症を加

える改正規定は、昭和64年1月1日から施行する。

附 則（平成元年7月31日規則第38号）

この規則は、平成元年8月1日から施行する。

附 則（平成元年9月27日規則第43号）

この規則は、平成元年10月1日から施行する。ただし、原発性胆汁性肝硬変を加える改正規定は、平成2年1月1日から施行する。

附 則（平成2年7月27日規則第31号）

この規則は、平成2年8月1日から施行する。

附 則（平成2年9月28日規則第38号）

この規則は、平成2年10月1日から施行する。ただし、重症急性膵炎を加える改正規定は、平成3年1月1日から施行する。

附 則（平成2年12月28日規則第47号）

この規則は、平成3年1月1日から施行する。

附 則（平成3年1月29日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年7月31日規則第37号）

この規則は、平成3年8月1日から施行する。

附 則（平成3年9月30日規則第46号）

この規則は、平成3年10月1日から施行する。ただし、特発性大腿骨頭壊死症を加える改正規定は、平成4年1月1日から施行する。

附 則（平成4年7月27日規則第36号）

この規則は、平成4年8月1日から施行する。

附 則（平成4年11月13日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後のびまん性汎細気管支炎の規定は、平成4年10月1日から適用する。ただし、點頭てんかんを削る改正規定及び混合性結合組織病を加える改正規定は、平成5年1月1日から施行する。

附 則（平成 5 年 7 月 3 0 日規則第 2 7 号）

この規則は、平成 5 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 1 0 月 2 9 日規則第 3 4 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 5 年 1 0 月 1 日から適用する。

附 則（平成 5 年 1 2 月 2 4 日規則第 4 3 号）

この規則は、平成 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 3 1 日規則第 7 号）

1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 6 年 7 月以前の所得の額の計算方法については、なお従前の例による。

附 則（平成 6 年 8 月 2 5 日規則第 3 5 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 6 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 6 年 1 1 月 1 0 日規則第 4 9 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 6 年 1 0 月 1 日から適用する。

附 則（平成 7 年 2 月 1 日規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 7 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 7 年 8 月 1 4 日規則第 4 5 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 7 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 7 年 1 0 月 6 日規則第 5 6 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 7 年 1 0 月 1 日から適用する。

附 則（平成 8 年 1 月 1 7 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 8 年 1 月 1 日から適用する。

附 則（平成 8 年 4 月 3 0 日規則第 2 0 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 8 年 7 月 3 1 日規則第 4 5 号）

この規則は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 7 月 2 9 日規則第 3 7 号）

この規則は、平成9年8月1日から施行する。

附 則（平成9年8月8日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行し、平成9年1月1日から適用する。

附 則（平成10年1月30日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成10年5月26日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行し、平成10年5月1日から適用する。

附 則（平成10年9月22日規則第48号）

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則（平成10年10月7日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行し、平成10年8月1日から適用する。

附 則（平成10年12月15日規則第60号）

この規則は、公布の日から施行し、平成10年12月1日から適用する。

附 則（平成11年3月16日規則第13号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年5月18日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成11年9月22日規則第58号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成11年8月1日から適用する。
- 2 この規則による改正後の町田市心身障害者福祉手当条例施行規則第1条及び第3条の規定は、平成11年8月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の支給については、なお、従前の例による。
- 3 この規則による改正前の町田市心身障害者福祉手当条例施行規則の様式による用紙で、平成11年8月1日において現に残存するものは、所要の修正を加えてなお使用することができる。

附 則（平成12年6月1日規則第77号）

この規則は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成12年7月28日規則第92号）

この規則は、平成12年8月1日から施行する。

附 則（平成13年5月17日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行し、平成13年5月1日から適用する。

附 則（平成13年7月16日規則第36号）

この規則は、平成13年8月1日から施行する。

附 則（平成14年6月10日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行し、平成14年6月1日から適用する。

附 則（平成14年7月2日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年7月19日規則第45号）

この規則は、平成14年8月1日から施行する。

附 則（平成14年8月26日規則第48号）

（施行期日）

1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に施行日の前日の属する月分の慢性肝炎又は肝硬変・ヘパトームに係る心身障害者福祉手当の支給を受けた者に対しては、この規則による改正後の町田市心身障害者福祉手当条例施行規則別表の規定にかかわらず、平成17年9月分までは、慢性肝炎又は肝硬変・ヘパトームに係る心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）を、支給する。

3 前項の規定による平成17年9月分までの手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成14年9月30日規則第58号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年9月30日規則第59号）

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日規則第26号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年7月10日規則第56号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年3月17日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年1月18日規則第1号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成18年10月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第4条第2項の規定は、平成18年8月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第2号様式、第3号様式、第4号様式及び第5号様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成19年10月12日規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年6月25日規則第40号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の町田市心身障害者福祉手当条例施行規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 平成22年4月1日（以下「適用日」という。）において、年齢が65歳未満である者（同年7月31日までに65歳に達する者に限る。）であって、かつ、町田市心身障害者福祉手当条例（昭和49年9月町田市条例第35号。以下「条例」という。）別表障がい程度の欄に規定する者（第2号に該当する者のうち、肝臓機能障害を有する者に限る。）となった日が適用日であるものは、条例第2条第1項ただし書の規定にかかわらず、同欄に掲げる要件に該当する者（以下「対象者」という。）とする。この場合において、当該対象者が、条例第2条に規定する町田市心身障害者福祉手当の支給を受けようとするときは、平成22年7月31日までの間に、条例第4条の規定により市長に申請しなければならない。

附 則（平成24年6月22日規則第59号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第6条の規定は、平成24年4月1日から適用する。
（経過措置）
- 3 この規則による改正後の第3条の規定は、平成24年8月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成25年5月31日規則第52号）

（施行期日等）

- 1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成26年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の町田市心身障害者福祉手当条例施行規則の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月11日規則第19号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成 28 年 1 月 28 日規則第 140 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の町田市心身障害者福祉手当条例施行規則の規定は、平成 30 年 8 月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年 7 月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 1 月 28 日規則第 72 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の町田市心身障害者福祉手当条例施行規則第 3 条の規定は、平成 31 年 8 月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年 7 月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の町田市心身障害者福祉手当条例施行規則第 5 条の規定は、平成 30 年 8 月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年 7 月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日規則第 22 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第 5 条の規定は、令和 3 年 8 月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年 7 月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第 1 号様式、第 1 号様式の 2、第 6 号様式及び第 7 号様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、な

お使用することができる。

附 則（令和4年3月15日規則第12号）

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第2号様式から第6号様式までの様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第1号様式（第7条関係）

心身障害者福祉手当認定申請書

年 月 日

町田市長 様

申請者 氏 名
電 話

心身障害者福祉手当の受給資格の認定を申請いたします。

なお、申請日から受給資格を有する期間において、受給資格の認定に必要な事項について、公簿等で確認することに同意します。

ふりがな 氏 名		生年月日		年 月 日 (歳)		
現住所						
障がいの 状況	身体障害 者手帳	交付申請中	交付済	交付済の場合	等級	1級 2級 左記以外
	愛の手帳	交付申請中	交付済	程度	1度 2度 3度 左記以外	
	障がい名	脳性麻痺 ^ひ	進行性筋萎縮症	その他		
施設入所 の有無	入所している 施設名 () 入所していない					

1 添付書類

- (1) 知的障がい者は「愛の手帳」、身体障がい者は「身体障害者手帳」の写し
- (2) 前年の所得（1月から7月までの申請者は前々年の所得）の状況を証する書類（課税・非課税証明書）
- (3) 上記（1）の手帳を所持していない者（交付申請中の者を除く。）のうち、脳性麻痺又は進行性筋萎縮症を理由として申請する場合は、「診断書」（病名が分かるものに限る。）

2 記入上の注意

- (1) 申請書は、全て障がい者本人について記入してください。
- (2) 該当する事項を○で囲んでください。

第2号様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

心身障害者福祉手当認定通知書

様

町田市長

印

年 月 日付で申請のありました心身障害者福祉手当につきましては、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

認定番号	第 号			
支給月額	円			
支給開始の年月	年 月			
支払時期	期 別	期 間		支払月
	第 1 期	1 2月分から	3月分まで	4月
	第 2 期	4月分から	7月分まで	8月
	第 3 期	8月分から	1 1月分まで	1 2月

町田市行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則別表に定める処分に対する審査請求及び取消訴訟の提起の双方が認められている場合の教示の文を記載すること。

第3号様式(第8条関係)

第 号
年 月 日

心身障害者福祉手当非該当通知書

様

町田市長 印

年 月 日付で申請のありました心身障害者福祉手当につきましては、下記の理由で受給資格に該当しないので通知します。

記

該 当 し な い 理 由	
---------------------------------	--

町田市行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則別表に定める処分に対する審査請求及び取消訴訟の提起の双方が認められている場合の教示の文を記載すること。

第4号様式(第10条関係)

第 号
年 月 日

心身障害者福祉手当受給資格消滅通知書

様

町田市長 印

あなたは、下記の理由で心身障害者福祉手当の受給資格が消滅しましたので通知します。

記

認定番号	第 号
資格消滅年月日	年 月 日
消滅理由	

町田市行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示の文の標準を定める規則別表に定める処分に対する審査請求及び取消訴訟の提起の双方が認められている場合の教示の文を記載すること。

第5号様式(第12条関係)

第 号
年 月 日

心身障害者福祉手当返還請求書

様

町田市長 印

あなたがすでに受給した心身障害者福祉手当については、下記により返還してください。

記

認 定 番 号	第 号
請 求 金 額	円
請求金額の内訳	年 月分から 年 月分まで
返 還 理 由	

第6号様式(第13条関係)

心身障害者福祉手当受給者異動届

年 月 日

町田市長 様

住 所

電話()

氏 名

下記のとおり心身障害者福祉手当の〔申請の内容が変更になった〕
〔受給資格が消滅した〕ので届け出ます。

記

ふりがな 受給者氏名	認定番号		第	号
異 動 事 由	1 住 所	変 更 前	変 更 後	
	2 氏 名			
	3 その他()			
	1 受給資格の 消 滅	1 町田市の住民でなくなった。 2 施設に入所した(施設名) 3 辞退する 4 その他支給の要件に該当しなくなった。 (具体的に記入)		
異動事由が発生した日	年 月 日			

該当する番号を○で囲んでください。

第7号様式（第14条関係）

心身障害者福祉手当受給者現況届書

年 月 日

町田市長 様

申請者 氏 名
電 話

心身障害者福祉手当の受給資格の現況届をいたします。

ふりがな 氏 名				生年月日	年 月 日 (歳)
現住所					
障がいの 状況	身体障害 者手帳	等級	1級 2級 左記以外		障がい名 脳性麻痺 ^ひ 進行性筋萎縮症 その他
	愛の手帳	程度	1度 2度 3度 左記以外		
施設入所 の有無	入所している 施設名 () 入所していない				

1 添付書類

- (1) 知的障がい者は「愛の手帳」、身体障がい者は「身体障害者手帳」の写し
- (2) 前年の所得の状況を証する書類（課税・非課税証明書）
- (3) 上記（1）の手帳を所持していない者のうち、脳性麻痺又は進行性筋萎縮症を理由として申請する場合は、「診断書」（病名が分かるものに限る。）

2 記入上の注意

- (1) 申請書は、全て障がい者本人について記入してください。
- (2) 該当する事項を○で囲んでください。

第1号様式（第7条関係）

（令4規則12・全改）

第2号様式（第8条関係）

（平28規則19・全改、令4規則12・一部改正）

第3号様式（第8条関係）

（平19規則1・全改、平28規則19・令4規則12・一部改正）

第4号様式（第10条関係）

（平19規則1・全改、平28規則19・令4規則12・一部改正）

第5号様式（第12条関係）

（平19規則1・全改、令4規則12・一部改正）

第6号様式（第13条関係）

（令3規則22・令4規則12・一部改正）

第7号様式（第14条関係）

（令4規則12・全改）